

各自治体からの質疑事項等

平成 29 年 3 月 1 日（水）

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

目 次

◇ HACCPの普及に係る消費者への啓発について	1
◇ HACCPの義務化について	2
◇ HACCPの義務化に伴う条例改正等の要否について	3
◇ HACCPの制度化に係る食品衛生法の改正等について	4
◇ HACCPによる衛生管理の手法導入の対象となる食品等事業者の範囲について	5
◇ 未加熱の食肉を含むそうざい半製品を凍結させた食品について	6
◇ 冷凍メンチカツを原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒について	7
◇ 輸出水産食品に関する事務について	8
◇ 輸出食品に関する衛生証明書発行等の事務の法的な位置付けについて	9
◇ 食品検査に関する研修参加費について	10
◇ モニタリング検査違反食品に対する措置について	11
◇ フローズンチルド食品の分類・保存方法の表示について	12
◇ 民泊新法について	13
◇ 旅館業法改正について	14
◇ 旅館業法における善良な風俗の保持を目的とする規制について	18
◇ 旅館業法施行令第1条第3項第1号の取扱いについて	19
◇ 住宅宿泊事業法（仮称）について	20
◇ 特定建築物の建築物環境衛生間技術者について	22

【質疑・要望等事項】

HACCP の普及に係る消費者への啓発について

【内容（具体的に）】

HACCP の普及には消費者の認知度向上が重要である。国としてどのように取り組んでいくのか具体策を示されたい。

【回答】

最終とりまとめを踏まえて、まずは、食品等事業者による速やかな HACCP の導入のため、事業者を対象とした普及推進の取組を優先的に取り組むこととしている。

消費者団体等の意見を踏まえ、消費者向けの HACCP に関するリーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているので、適宜ご活用いただきたい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

<p>【質疑・要望等事項】</p> <p>HACCP の義務化について</p>
<p>【内容（具体的に）】</p> <p>HACCP の義務化に係るロードマップを示していただきたい。</p>
<p>【回答】</p> <p>検討会の最終とりまとめに基づき、自治体及び関係団体のご意見を踏まえつつ、制度の詳細設計を進める予定であり、平成 30 年通常国会への食品衛生法改正法案提出を目指すこととしている。</p> <p>新制度の実施に際しては、十分な準備期間を設けることともに、併行して関係団体と調整し、食品ごとの特性や業種を踏まえた分かりやすい手引書の作成等を推進していくこととしている。</p> <p>詳細な制度設計については、今後検討していくこととしているが、今後も検討状況やその内容について、随時情報提供を行うこととしている。</p>

【質疑・要望等事項】

H A C C P の義務化に伴う条例改正等の要否について

【内容（具体的に）】

・H A C C P の制度化のため、食品衛生法関係法令の改正や許可業種の扱いを含めて検討が行われていると伺っていますが、改正の内容によっては相応の準備期間が必要となりますので、改正の時期や条例改正等の要否の見込みについてお示してください。

【回答】

検討会の最終とりまとめに基づき、自治体及び関係団体のご意見を踏まえつつ、制度の詳細設計を進める予定であり、平成 30 年通常国会への食品衛生法改正法案提出を目指すこととしている。

・新制度の実施に際しては、十分な準備期間を設けることともに、併行して関係団体と調整し、食品ごとの特性や業種を踏まえた分かりやすい手引書の作成等を推進していくこととしている。

詳細な制度設計については、今後検討していくこととしているが、今後も検討状況やその内容について、随時情報提供を行うこととしている。

【質疑・要望等事項】

HACCP の制度化に係る食品衛生法の改正等について

【内容（具体的に）】

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会での最終とりまとめが示されたところであるが、HACCP の制度化に向けて検討されている内容から、食品衛生法の多岐にわたる部分に影響が及ぶと思われる。営業許可に関連した改正を行うとなると、どのような内容であっても各自治体での大幅な条例等の改正が必要になると考えられることから、早急に方針を示していただくようお願いする。また、その内容について期間設定も含めて、実行可能なものとなるようお願いする。

【回答】

検討会の最終とりまとめに基づき、自治体及び関係団体のご意見を踏まえつつ、制度の詳細設計を進める予定であり、平成 30 年通常国会への食品衛生法改正法案提出を目指すこととしている。

新制度の実施に際しては、十分な準備期間を設けることともに、併行して関係団体と調整し、食品ごとの特性や業種を踏まえた分かりやすい手引書の作成等を推進していくこととしている。

詳細な制度設計については、今後検討していくこととしているが、今後も検討状況やその内容について、随時情報提供を行うこととしている。

【質疑・要望等事項】

HACCPによる衛生管理の手法導入の対象となる食品等事業者の範囲について

【内容（具体的に）】

現行の食品衛生法の許可業種(34業種)以外の事業者をどのように把握していくのかお示し願いたい。また、農林水産業等の一次産業も対象となるのかご教示願いたい。

【回答】

HACCPの制度化に向けて、食品衛生法の要許可34業種以外の業種も含め、対象事業者を把握するための仕組みを構築する。また、基準Bの範囲については、従業員数、対象となる食品の業態や業種の特性等を踏まえ、対象となる業種における実現可能性も十分配慮して、総合的に検討を進めることとする。

HACCPの制度化にあたっては、フードチェーンを構成する全ての食品等事業者を対象とすることとしているが、現行規則と同様に農業及び水産業における採取業等については、営業の対象外とすることとしている。

【質疑・要望等事項】

未加熱の食肉を含むそうざい半製品を凍結させた食品について

【内容（具体的に）】

昨年、冷凍メンチカツによる腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒が発生したが、このような未加熱の食肉を含むそうざい半製品は冷凍食品とされしていないことが多く、家庭等での調理方法によっては菌が残存し、食中毒が発生する恐れがある。未加熱食肉を含む冷凍のそうざい半製品について、新たな基準の作成等を検討しているとの報道もあったが、今後の方向性についてお示し願いたい。

【回答】

今般の冷凍メンチカツによる食中毒事例については、関係自治体の聞き取り調査によると、加熱不十分な状態で喫食した可能性がある患者も確認されている。そのため、平成 28 年 11 月 28 日に消費者庁と厚生労働省の連名で、関係団体を通じ、未加熱の食肉調理品を製造・販売する事業者に対して、文字の大きさや配置にも配慮した容器包装への表示等、適切な手段によって、安全な喫食方法を分かりやすい表現で消費者に情報提供するよう要請したところ。

また、食中毒菌による食肉の汚染やそれに伴う食中毒の発生を低減させるためには、フードチェーン全体における衛生管理の徹底を図ることが重要であることから、厚生労働省では今後、全ての食品事業者を対象とした HACCP による衛生管理の制度化に向けて作業を進めていくこととしている。

引き続き、今回の事案の各種調査結果や冷凍状態で流通する食品の安全性確保に資する情報収集をしつつ、必要に応じて対応策等を検討していきたい。

【質疑・要望等事項】

冷凍メンチカツを原因とする腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒について

【内容（具体的に）】

昨年中旬頃から、静岡県内の同一製造者の「冷凍メンチカツ」(そうざい半製品)を原因とする腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事例が広域で確認されたことを踏まえ、一部新聞報道では、厚生労働省は「消費者にとって冷凍食品と区別しづらく、調理時の生肉として加熱処理がおろそかになりやすい」と問題視。冷凍食品と同様に規格基準を設けたり、そうざい半製品という名称を禁止して冷凍食品に統合させたりする措置を検討するとされていた。厚生労働省として、再発防止策として、新聞報道のような検討がされているのか、されている場合には、その内容及び進捗状況についてお聞かせいただきたい。

【回答】

今般の冷凍メンチカツによる食中毒事例については、関係自治体の聞き取り調査によると、加熱不十分な状態で喫食した可能性がある患者も確認されている。そのため、平成 28 年 11 月 28 日に消費者庁と厚生労働省の連名で、関係団体を通じ、未加熱の食肉調理品を製造・販売する事業者に対して、文字の大きさや配置にも配慮した容器包装への表示等、適切な手段によって、安全な喫食方法を分かりやすい表現で消費者に情報提供するよう要請したところ。

また、食中毒菌による食肉の汚染やそれに伴う食中毒の発生を低減させるためには、フードチェーン全体における衛生管理の徹底を図ることが重要であることから、厚生労働省では今後、全ての食品事業者を対象とした HACCP による衛生管理の制度化に向けて作業を進めていくこととしている。

引き続き、今回の事案の各種調査結果や冷凍状態で流通する食品の安全性確保に資する情報収集をしつつ、必要に応じて対応策等を検討していきたい。

【質疑・要望等事項】

輸出水産食品に関する事務について

【内容（具体的に）】

輸出水産食品に関する衛生証明書について、当県では事業者の利便性も考慮し、自治体で発行事務を行っている状況である。今般、「中国向け輸出水産食品の取扱について」が大幅に改正され、中国の基準に基づいた監視指導が必要になった。今回の移譲による自治体内での監視指導に関し、監視レベル等不明確な点が多いことや業務量の増大があることに苦慮している。また、他国向けの証明書についても、近年、発行数が増加しており、業務的な負担となっている。当該事務について、各自治体での監視レベルの統一が必要であると考えられることから、説明会の開催や、業務量増大に対する予算措置等を検討いただきたい。

【回答】

輸出食品の取扱施設に係る認定手続き、衛生証明書の発行等の輸出関連業務については、日頃より御理解・御協力いただき感謝する。

これらの業務については、政府の輸出促進方針や地方自治体が地域の産業振興等の観点から地方自治体の政策判断により実施するものであり、根拠法令は必ずしも必要ないと考えているところ。

当省においては、引き続き輸出環境の整備に努めるとともに、輸出先国の衛生規制について情報共有を行うなど、円滑な輸出に資する取組を推進することとしており、輸出手続の簡素化・迅速化を図るため、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）の導入を進めるなどの取組を行っている。

なお、食品の輸出において、二国間協議の結果、相手国から食品衛生に係る管理や証明を求められた場合には、その要求内容を踏まえて、輸出条件や施設の認定、衛生証明書の発行等に係る手続を定めた要領等を作成し、通知することとしている。

中国向け輸出水産食品については、昨年5月に実施された中国政府による訪日査察での指摘事項を踏まえ、関係要領の改正を行ったところであり、御要望の中国の基準に基づいた監視指導に関しては、基準の具体的内容や運用等について中国側に確認・協議した内容をQ&A等でお知らせすることとした。

また、今回の改正に伴い、既に中国側に登録されている施設においても、改正後の要領に基づき衛生要件の確認等が必要となることから、当該事業者には、当省から個別に確認の手順等を連絡することとしている。連絡した際には、各自治体にも情報提供を行いたい。

【質疑・要望等事項】

輸出食品に関する衛生証明書発行等の事務の法的な位置付けについて

【内容（具体的に）】

輸出食品取扱い施設に係る認定手続き及び衛生証明書の発行等の業務については、輸出相手国及び食品ごとに取扱い要件が異なるなど事務が煩雑であり、非常に負担となっている。当該事務については通知のみでの取扱いで、その法的な位置付けも曖昧なままであることから、新たに人員、予算を確保するのは厳しい状況である。国家戦略として輸出促進を掲げており、今後さらに、HACCPが制度化されることにより当該事務が増加すると予想される。については、HACCPの制度化に合わせて、人員や予算の確保の面から同事務について法令による明確な位置付けをお願いしたい。

【回答】

輸出食品の取扱施設に係る認定手続き、衛生証明書の発行等の輸出関連業務については、日頃より御理解・御協力いただき感謝する。

これらの業務については、政府の輸出促進方針や地方自治体が地域の産業振興等の観点から地方自治体の政策判断により実施するものであり、根拠法令は必ずしも必要ないと考えているところ。

昨年5月に「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられるなど、政府全体の施策として農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでおり、国と地方自治体が協力して対応していくことが重要と考えており、引き続き、関係業務の実施に御理解いただきたい。

【質疑・要望等事項】

食品検査に関する研修参加費について

【内容（具体的に）】

食品検査に関する研修参加費に関しては、前年度に予算要求が必要であるため、毎年実施していただくか、感染症にかかる検査と同様に費用は厚生労働省が負担する形での開催としていただきたい。

【回答】

食品検査に関する研修について、厚生労働省においては、毎年度1回、食品衛生検査施設の信頼性確保部門責任者等を対象として、「食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会」を開催しているところ。当該研修会の内容は毎年度見直しており、新たに策定された検査法の解説等、食品検査に係る必要な最新の知識を信頼性確保部門責任者等が習得できるよう、引き続き対応していく。

なお、ご質問は、日本食品衛生協会が開催する研修会に関連していると理解しているが、同協会は、平成29年度も研修会を開催すると聞いている。

【質疑・要望等事項】

モニタリング検査違反食品に対する措置について

【内容（具体的に）】

本区には、食品の輸入商社が多く、厚労省（検疫所）のモニタリング検査違反食品に対する措置の依頼が年間10件以上あります。

その際、厚労省からの依頼文書には、「〇〇の回収等について（依頼）として、当該品が国内において販売等されることがないように対応方お願いします」との記載があります。

既に通関済み、販売されている場合、具体的には、どのような措置を想定されているのか、お聞かせ願います。

【回答】

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に記載のとおり、既に通関し、国内に流通する食品等に関する監視指導は基本的に都道府県等が実施することとなっている。

既に通関済みの違反食品に対しては、国内で流通しないよう、行政処分も含め、回収・廃棄の指示等の適切な対応をお願いしたい。

中央区

【質疑・要望等事項】

フローズンチルド食品の分類・保存方法の表示について

【内容（具体的に）】

輸入品のそうざい半製品(いわゆるフローズンチルド)を -18°C 以下の保存で、小売店に販売し、小売店で温度帯を変更(-5°C 以下で保存)して販売する際の表示についてご教示願います。

冷凍カニなど「 -15°C 」出販売すると赤色が鮮明に出ないため、 -5°C 程度の温度帯で販売する凍結品が増加している状況です。

【回答】

消費者庁説明時に直接回答

愛媛県

【質疑・要望等事項】

民泊新法について

【内容（具体的に）】

現在、民泊新法の成立が予定されており、その新法においては住宅を活用し、都道府県が申請の窓口になると聞いている。

新法における民泊は、犯罪や周辺住民等のトラブルを未然に防止するため、申請窓口において、マンション管理規約や賃貸借契約及び違法建築の有無などを確認する必要があると考えるが、それらの確認方法等について具体的に定める考えはあるのか。

【回答】

○ ご質問の件については、調整中である。

【質疑・要望等事項】

旅館業法改正について

【内容（具体的に）】

旅館業を営む者に対する緊急命令の創設について、創設する理由及び内容や発令する条件について示されたい。

【回答】

- 旅館業法改正について、本日ご説明する内容以上のことは調整中である。

東京都

【質疑・要望等事項】

旅館業法改正について

【内容（具体的に）】

改正に関する全体的なスケジュールについて示されたい。

【回答】

○ 本年3月中に法案を国会に提出予定である。

港区

【質疑・要望等事項】

旅館業法改正について

【内容（具体的に）】

旅館業法改正及び政省令改正スケジュールを示されたい。

【回答】

- 本年3月中に法案を国会に提出予定である。
- 政令等については、法案成立後施行までの間に改正予定である。

【質疑・要望等事項】

旅館業法等の改正について

【内容（具体的に）】

旅館業法及び旅館業法施行令の改正案について、具体的な内容、施行日をできるだけ早急にお示してください。内閣府規制改革推進会議から、抜本的な規制緩和に向け継続的に法改正の検討を行っていくよう要望されていることについて、今後のスケジュールをお示してください。

【回答】

- 本年3月中に法案を国会に提出予定である。
- 政令については、法案成立後施行までの間に改正予定である。

【質疑・要望等事項】

旅館業法における善良な風俗の保持を目的とする規制について

【内容（具体的に）】

規制改革推進会議において旅館業規制の見直しに関する議論があったが、善良な風俗の保持に関する議論がなされていないように見受けられた。規制のあり方については今後検討されていくものであると承知しているが、設置場所及び構造設備の基準における善良な風俗の保持を目的とする規制は維持されるのか、現時点での貴省の見解をお示しいただきたい。

【回答】

- 旅館業法の改正の内容については、本日も説明するとおりである。

<p>【質疑・要望等事項】</p> <p>旅館業法施行令第1条第3項第1号の取扱いについて</p>
<p>【内容（具体的に）】</p> <p>旅館業法施行令の一部改正（平成28年4月1日施行）により、法第3条第1項の許可の申請に当たって、宿泊者の数を10人未満とする場合には、1人当たり3.3㎡の客室延床面積を確保することにより、客室延床面積が33㎡未満でも許可条件を附して許可を受けることが可能となったが、既に客室延床面積を33㎡以上有する簡易宿所として許可を受けた施設が、変更により33㎡未満とする場合には、変更届ではなく新たに法第3条1項の許可を要することと解して差し支えないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>○ 一概に判断できないため、具体的な事案の内容を添えて、別途個別にご質問されたい。</p>

東京都

【質疑・要望等事項】

住宅宿泊事業法案（仮称）について

【内容（具体的に）】

衛生に関する事務を厚生労働省が所管する予定と聞いている。住宅宿泊事業者の責務とされる宿泊者の衛生確保の措置の具体的内容は何か。また、措置の基準を設ける場合には条例委任があるのか

【回答】

○ ご質問の件については、いずれも調整中である。

鳥取県

【質疑・要望等事項】

住宅宿泊事業法（仮称）について

【内容（具体的に）】

住宅宿泊事業法（仮称）の交付施行時期、所管省庁、国と都道府県の役割、事務所管をご教示いただきたい。

【回答】

○ ご質問の件については、いずれも調整中である。

【質疑・要望等事項】

特定建築物の建築物環境衛生間技術者について

【内容（具体的に）】

特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務を認める要件の中に「相互の距離」、「特定用途に供される部分の延べ面積」があるが、具体的にどう考えるべきか、ご教示願いたい。特に、距離については、自治体によって、歩いていける範囲から近隣県までさまざまな解釈があるようであり、対応に苦慮している。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項関係）

【回答】

それぞれの要件について基準等を示すことは考えておらず、一人の建築物環境衛生管理技術者が対象となる複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となっても職務遂行上支障がないかという観点から、各都道府県等において御判断いただきたい。